

前橋市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報（以下、「障害福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基準日

令和7年4月1日

第3 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第4 情報の公表を行う指定障害福祉サービスの種類等

（1）情報の公表を行う指定障害福祉サービス等

（ア）指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

（イ）指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

（ウ）指定計画相談支援

（エ）指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

（オ）指定障害児相談支援

（2）対象事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下単に「事業者」という。）であって、前項に掲げる指定障害福祉サービス等を提供する事業者のうち、次のいずれかに該当する事業者とする。

（ア）障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23

年厚生省令第11号)第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者

(イ) 基準日以降、市長の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

(3) 報告の単位

障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものである。また、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

※ 報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添4を参照。

第5 報告の実施

(1) 事業者から市長への報告事項

(ア) 基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報を報告する。

(イ) 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

(ウ) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。

(エ) 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報

告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

(オ) 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形で公表を可能とするものとする。

(2) 報告の方法

事業者は前項に掲げる項目を、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて市長に報告することとする。

(3) 報告の開始日

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和7年5月1日

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた日

また、障害福祉サービス等事業者による市長への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の6及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

(4) 報告の期限

(ア) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和7年7月31日

(イ) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

また、障害福祉サービス等事業者による市長への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児福則第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。

なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

(5) 報告する情報の作成時期

事業者が報告する障害福祉サービス等情報は、公表システム掲載の記入要領によるものとする。

第6 公表の時期

障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）の

公表の実施時期については、以下のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後 2 か月以内
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後 1 か月以内

また、障害福祉サービス等事業者経営情報の公表時期については、事業所から報告を受けた情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表するため、毎年度公表するものとする。

第 7 公表情報の更新の取扱い

公表されている情報（以下「公表情報」という。）の更新について、市長は令和元年度以降年 1 回定期的に事業者には報告を求めるものとする。なお、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更のあった場合には、事業者は公表システムを通じて市長に報告を行うものとする。

第 8 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

市長から、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告、報告内容の是正又は調査を命じられた事業者は、障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、報告、報告内容の是正をし、又は調査を受け、調査内容について、市長に報告するものとする。

第 9 情報の公表

(1) 手続き

市長は、本要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運用情報を公表する。

また、市長は、障害福祉サービス等情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計し、障害福祉サービス等事業者経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

(2) 公表の方法等

市長が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

(ア) インターネットによる公表

市長は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、市長は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市町村、相談支援

事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

(イ) その他の公表方法

市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(ウ) 事業者による公表

事業者は、公表情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書について、公表情報の添付に努めるものとする。

第10 苦情等の対応

(1) 総合的な窓口

公表情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

名 称 前橋市福祉部障害福祉課障害政策係

所 在 地 〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号

電話番号 027-220-5713 (直通)

F A X 027-223-8856

(2) 苦情等に対する基本的な対応

公表情報に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、利用者等に対し説明を行う。また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受け、速やかに公表するものとする。

事業者から適切な説明が得られなかった場合、市長は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

(3) 苦情等に関する対応経過の記録等

市長は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

第11 その他

(1) 障害福祉サービス等事業者経営情報の取扱い

市における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように留意し、本制度の目的に沿って取り扱うものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。